

職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について
(平成30年)

1. 職員に対する研修について

(1) コンプライアンス研修

管理監督者対象

・平成30年 2月14日に実施(受講者107名)

中堅職員対象

・平成30年 2月15日、16日に実施(受講者194名)

(2) 平成30年度新規採用職員に対する公務員倫理についての研修

・平成30年 4月 3日に実施(受講者75名)

・平成30年10月 4日に実施(受講者67名)

(3) 平成30年度新規採用職員に対するコンプライアンスについての研修

・平成30年 4月 9日に実施(受講者67名)

(4) 課長研修(コンプライアンス研修)

・平成30年 5月11日に実施(受講者36名)

(5) 係長研修(コンプライアンス研修)

・平成30年 5月 8日に実施(受講者52名)

(6) 課長補佐研修(コンプライアンス研修)

・平成30年 5月18日に実施(受講者29名)

2. 平成30年中の公表の状況について

平成30年3月30日に、下関市ホームページにおいて、倫理に関する報告書(平成29年の状況)を掲載

3. 報告書等の件数について

(1) 倫理条例第5条に基づく贈与等報告書 0件

倫理条例第5条

管理職員が事業者等から5千円を超える供応接待等の贈与を受けたときに報告しなければならない

(2) 倫理規則第8条に基づく飲食届出状況 26件

内訳	市長部局	24件
	消防局	1件
	教育委員会	1件

倫理規則第8条

職員が利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が5千円を超えるときに、届けなければならない

- (3) 倫理規則第 9 条に基づく講演等承認申請 1 件
内訳〔教育委員会 1 件〕

倫理規則第 9 条

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合、事前に承認を得なければならない